

市民温水プール整備運営事業

基本協定書（案）

箕面市

令和7年1月

市民温水プール整備運営事業

基本協定書（案）

市民温水プール整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、箕面市（以下「市」という。）は、●（以下「代表企業」という。）、●及び●らで構成される本事業の遂行者（以下、代表企業、●及び●を「構成員」といい、全ての構成員を総称して「DBO 事業予定者」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本事業の概要は別紙1のとおりとする。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し DBO 事業予定者が公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、本事業にかかる次の各号に掲げる契約又は協定（以下、個別に又は総称して「本事業契約等」という。）の締結に向けた、市及び DBO 事業予定者の双方の協力について定めることを目的とする。

- （1）市と【設計企業名】の間で締結される市民温水プール整備運営事業 設計業務等委託契約書（以下「設計業務等委託契約」という。）
- （2）市と【建設企業名】の間で締結される市民温水プール整備運営事業 工事請負契約書（以下「工事請負契約」という。）
- （3）市と【工事監理企業名】の間で締結される市民温水プール整備運営事業 工事監理業務委託契約書（以下「工事監理業務委託契約」という。）
- （4）市と【維持管理運営企業名】の間で締結される指定管理業務に係る協定書（以下「指定管理協定」という。）

（市及び DBO 事業予定者の義務）

第2条 市及び DBO 事業予定者は、本事業契約等の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 DBO 事業予定者は、本事業契約等締結のための協議に当たっては、本事業の選定手続にかかる「箕面市民温水プール整備運営事業 DBO 事業者及び指定管理者選定会議」及び市の要望事項を尊重する。

（本事業契約等の締結）

第3条 市及び DBO 事業予定者は、本事業に係る公募図書として令和7年1月10日に公表された本事業契約等の書面案の形式及び内容により、設計業務等委託契約を令和7年4月下旬、工事請負契約を令和7年7月、工事監理業務委託契約を令和7年7月、指定管理協定を令和7年7月を目途とし、互いに最大限の努力を講じ、それぞれの契約の締結を図る。

- 2 市は、公募図書に添付の本事業契約等の書面案の文言に関し、DBO 事業予定者より説明を求められた場合、募集要項等において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は本事業契約等を締結しないことができる。
- (1) 本事業に関して、構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成員が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成員に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定に取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成員又はこれらの者が構成事業者である事業者団体（以下「構成員等」という。）に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に事業者選定が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 構成員又は構成員の役員若しくは使用人について、本事業に関して、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は、独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 第1項の規定にかかわらず、本事業契約等の締結までに、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、当該本事業契約等を締結しないことができる。
- (1) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第1号から第5号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 構成員のいずれかが、本項第1号から第5号までのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（本項第6号に該当する場合

を除く。)に、市が当該構成員に対して当該契約の解除を求め、当該構成員がこれに従わなかったとき。

- 5 本事業契約等の締結までに、構成員のいずれかが募集要項において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、当該本事業契約等を締結しないことができる。

(賠償額の予定)

第4条 DBO事業予定者となる構成員のいずれかが前条第3項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当するときは、市が本事業契約等の締結又は解除をするか否かを問わず、本事業を担うDBO事業予定者を再選定する等、本事業の遅延により市に生じる損害として市が合理的に定める金額を、違約金として支払わなければならない。

- 2 前項の場合、帰責性を有する者は、前項の規定による違約金を連帯して支払う義務を負うものとする。

(準備行為)

第5条 DBO事業予定者は本事業契約等の締結前において、本事業に関して準備行為を行うことができない。

(本事業契約等の不成立)

第6条 工事監理業務委託契約は、工事請負契約が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年箕面市条例第3号)第2条の規定による箕面市議会(以下「議会」という。)の議決を得ることを停止条件として効力を生ずるものとし、工事請負契約が議会において否決されたことにより、同契約の締結に至らなかった場合、既に市及びDBO事業予定者が本事業契約等(設計業務等委託契約を除く)に関して支出した費用は各自の負担とし、本事業契約等に関して相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項の場合を除き、本事業契約等のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第7条 市及びDBO事業予定者は、他の当事者の全員の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第8条 市及びDBO事業予定者は、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、市又はDBO事業予定者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4)市及びDBO事業予定者が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、市及びDBO事業予定者は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1)弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2)法令等に従い開示が要求される場合

(3)権限ある官公署の命令に従う場合

(4)市とDBO事業予定者につき守秘義務契約を締結した市のアドバイザー及び本事業に関するDBO事業予定者の下請企業又は受託者に開示する場合

(5)市が、本事業にかかる施設の維持管理運営業務を維持管理運営企業以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき、本事業に関連する工事の受注者に対して開示するとき、又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(本協定の変更)

第9条 本協定の規定は、市及びDBO事業予定者の書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第10条 本協定に関して生じた当事者間の紛争については、大阪地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本事業の終了の日までとする。ただし、本協定の終了後も第6条、第8条及び第10条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第12条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第13条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義のある事項については、箕面市契約規則（昭和55年規則第40号）によるほか、その都度、市及びDBO事業予定者が誠実に協議のうえこれを定めるものとする。

この契約の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

大阪府箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市長 原田 亮

DBO 事業予定者

(代表企業)

[住所]

[氏名]

(構成員)

[住所]

[氏名]

(構成員)

[住所]

[氏名]

本事業の概要

第 1 本事業の概要

- 1 本事業の期間は、設計業務等委託契約の締結日から令和 23 年 3 月 31 日までとする。
- 2 本事業は、温水プールを設計の上、温水プールを温水プール計画地に建設し、これを市に引渡すこと及び公共施設を維持管理運営すること、並びにこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとする。
- 3 DBO 事業予定者は、本事業契約等及び要求水準書等に従い、かつ市と密接に調整を行いながら本事業を遂行する。

第 2 事業日程

- 1 本事業の事業日程については別紙 2 に示す。ただし、別紙 2 の事業日程は、基本契約の当事者全員の合意により変更することができる。

第 3 役割分担

- 1 本事業の実施において、DBO 事業予定者は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に掲げるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- | | | |
|-----|-------|--------|
| (1) | 【会社名】 | 【業務内容】 |
| (2) | 【会社名】 | 【業務内容】 |
| (3) | 【会社名】 | 【業務内容】 |

第 4 設計・工事監理・建設業務

- 1 設計・工事監理・建設業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

第 5 維持管理運営業務

- 1 維持管理運営業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。
- 2 維持管理運営企業は、指定管理協定により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。

別紙 2

事業日程

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| (1) 設計業務等委託契約の契約締結 | 令和 7 年 4 月 ● 日 |
| (2) 設計期間 | 令和 7 年 4 月 ● 日～令和 7 年 ● 月 ● 日 |
| (3) 工事請負契約の仮契約、工事監理業務委託契約の締結 | 令和 7 年 7 月 ● 日 |
| (4) 建設・工事監理期間 | 令和 7 年 7 月 ● 日～令和 8 年 5 月 31 日 |
| (5) 建設工事完了予定日 | 令和 8 年 5 月 31 日 (予定) |
| (6) 指定管理協定の締結 | 令和 8 年 7 月 ● 日 |
| (7) 維持管理運営期間 | 令和 8 年 6 月 1 日～令和 23 年 3 月 31 日 |